

県道日立山方線及び県道十王里美線の一部区間における 降雨による事前通行規制に係る通行止め基準の緩和について

台風第13号の記録的な大雨により土砂崩れが発生した県道日立山方線及び県道十王里美線の一部区間については、2023年11月1日より安全面を考慮して、時間雨量10mmまたは連続雨量50mmの通行止め基準を設定し、基準以上の降雨を観測した場合は、通行止めとしておりましたが、これまでの雨量経験と状況を踏まえ、2024年6月1日より通行止め基準を、時間雨量25mmと連続雨量80mmの両方超過または連続雨量110mmに緩和いたします。

【通行止め基準緩和日】

2024年6月1日（土）

【降雨による事前通行規制の設定区間（位置図参照）】

県道日立山方線	日立市宮田町	L=1.9km
県道十王里美線	日立市十王町高原	L=1.3km

【緩和後の事前通行規制の雨量基準】

時間雨量25mmと連続雨量80mmの両方超過または連続雨量110mm
(常磐自動車道 日立南太田IC～日立北IC区間の暫定基準を準用)

- ※ 基準以上の雨量を観測した時点で通行止めといたします。
- ※ 基準は、降雨により土砂流出等が発生しないことを確認しながら順次上げます。

【事前通行規制による通行止めの解除方法】

- ・雨が止み、現地で異状が無いことを確認でき次第、通行止めは解除します。
- ・なお、夜間に通行止めとなった場合には、異状の有無が確認できないことから、夜間の通行止めの解除は行いません。

＜事前通行規制時の通行情報＞

茨城県道路維持課ホームページ



茨城県土木部 X
(旧ツイッター)

